

令和二年十月二日受領
答弁第一号

内閣衆質二〇二第二号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員中谷一馬君提出コロナ禍におけるカジノを含む統合型リゾート（IR）に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出コロナ禍におけるカジノを含む統合リゾート（IR）に関する質問に対する答弁書

一について

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する基本方針については、現在、国土交通大臣が同条第三項の規定に基づきカジノ管理委員会を含む関係行政機関の長との協議を行うとともに、その具体的な内容を検討しているところであり、お尋ねの同条第四項の規定に基づく公表の時期は、現時点では決定していない。

二について

令和三年一月四日から同年七月三十日までとしている法第九条第十項の政令で定める期間の案については、観光庁が令和元年九月に実施した「区域整備計画の認定申請に係る意向調査」において「区域整備計画の認定申請を行うことを予定し、又は検討している。」と回答した都道府県等（法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）からヒアリングを行った上で作成したものであるが、政府としては、引き続き、これらの都道府県等の準備状況や意向を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

三及び四について

御指摘の「当初の事業計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「IRの開業時期」については、法第二条第一項に規定する特定複合観光施設の建設に要する期間等を踏まえ、二千二十年代後半となると想定しており、政府としては、法に基づき必要な準備を進めてまいりたい。